令和８年４月　改訂

（介護予防）認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

１　当認知症対応型共同生活介護サービスについての相談窓口

（電話）　０４７－４８１－１１８８

（ＦＡＸ）０４７－４８４－０２６６

（担当）　管理者　清水　雄輔

※サービスの内容や費用について等、ご不明な点は何でもお尋ねください。

２　当認知症対応型共同生活介護の概要

（１）当ホームの内容等

名称	社会福祉法人八千代美香会（やちよびこうかい） グループホーム美乃里（みのり）
所在地	八千代市村上５７３－５
介護保険事業者番号	１２７２６００９７２

（２）当ホームの職員体制

	職員	保有資格
管理者	１名（常勤）	認知症対応型サービス事業管理者研修修了
計画作成担当者	１名以上	内１名は介護支援専門員 認知症介護実践研修修了
介護職員等	入居者３名に対し１名以上とする(常勤・非常勤)	介護福祉士 実践者研修修了者 初任者研修修了者 基礎研修修了者

（３）設備の概要

建設構造	軽量鉄骨作り
建設面積	７４０.２５㎡
居室数	（１階）　９部屋　　（２階）　９部屋
入居定員	１８名
利用居室	洗面台等
共用設備	トイレ・浴室・台所・食堂・居間・多目的ホール・その他

令和８年４月　改訂

３　サービス内容

食事（朝食７：３０　昼食１２：００　夕食１８：００）

入浴　生活相談　健康管理　金銭の管理　その他

４　　料金

（１）利用料金

介護保険１割負担分　※介護保険１割負担×地域加算（１０．４５円）

状態区分	自己負担分（１日あたり）
要支援２	７４９　円
要介護１	７５３　円
要介護２	７８８　円
要介護３	８１２　円
要介護４	８２８　円
要介護５	８４５　円

及び

別添１の該当加算

【別添 1】

R8.6.1～（現在算定加算含む）

加算名	単位数	備考
医療連携体制加算Ⅰ（ハ）	37 単位/日	
医療連携体制加算Ⅱ	5 単位/日	対象者のみ
入院時費用	246 単位/日	月 6 日程度
初期加算	30 単位/日	入居日から 30 日以内の期間
協力医療機関連携加算 1	100 単位/月	
退去時情報提供加算	250 単位/月	1 回につき
退去時相談援助加算	400 単位/日	1 回限り
栄養管理体制加算	30 単位/月	
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 単位/月	
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 単位/月	※R8.4.1～
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	
新興感染症等施設療養費	240 単位/日	
感染症対策向上加算（Ⅰ）	10 単位/月	
感染症対策向上加算（Ⅱ）	5 単位/月	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 単位/日	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 単位/日	※R8.4.1～
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 単位/日	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	210/1000 単位/月	総報酬単位に加算を乗じる

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	228/1000 単位/月	総報酬単位に加算を乗じる
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	202/1000 単位/月	総報酬単位に加算を乗じる
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	220/1000 単位/月	総報酬単位に加算を乗じる

※1 単位　10 円

介護保険外実費負担

①家賃相当額　（１日あたり）１，５６６円
（月額）　４７，０００円

②食材料費　（１日あたり）１，３７５円
（月額）　４１，２５０円

［朝食 385 円・昼食 385 円・夕食 440 円・おやつ 165 円］

③水道光熱費　（１日あたり）　８８７円
（月額）　２６，６１０円

④共益費　（月額）　１３，５００円

⑤敷金　２８０，０００円

［契約時に２８万円をお預かりいたします。退去時に居室現状修復費に充て、残金を精算いたします。］

⑥その他の自費負担　実費

［理美容代、紙おむつ、通院送迎付き添い費等、個々にかかる費用は実費負担となります。］

（２）外泊等の取り扱い

外泊等の場合の食材料費は減免となりますが、当日のキャンセルにおいては徴収致します。また、食材料費、水道光熱費、については外泊の翌日より減免となります。

（３）費用の支払方法

毎月２０日前後に前月の利用料等の請求書に明細を付して発送致しますので、翌々月４日までにお支払い下さい。

お支払方法は、口座引き落し、現金または口座振込みのいずれかになります。契約の際にご指定下さい。

５　利用時及び退所時の手続き

（１）利用の手続き

利用にあたっては、ホームに備え付けの「利用申込書」にて予約を取り、欠員がでましたらホームよりご連絡致します。連絡後、主治医に指定の診断書（用紙はホームにあります）を作成していただいてから、面

接の上で利用が決定致します。
　利用が決定しましたら契約となりますが、その際の有効期間は要介護認定の期間と合わせます。ただし、利用用件を満たしていれば自動的に更新できます。詳細については、当ホーム相談窓口までお尋ね下さい。

（２）契約の終了
　以下の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了致します。
①要介護認定において、利用者が非該当または要支援１と認定された場合。
②利用者が死亡した場合。
③利用者が介護保険施設へ入所する場合。
④その他
・正当な理由なく利用料その他支払うべき費用を３ヶ月以上滞納し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず１０日以内に支払わない場合。
・伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要があるとき。
・利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき。
・利用者または身元引受人/法定代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき。
・利用者または家族による次の各号に掲げる行為であって、社会通念上相当な範囲を超え（カスタマーハラスメント）、労働条件が害されることが認められた場合。
ア　暴言、暴力、威圧的な行動
イ　過度または不当な要求
ウ　長時間の拘束
エ　性的な言動や行為
オ　その他従業員の就業環境を著しく害する行為

６　当ホームの特徴等
（１）事業の目的
　この事業は、地域の中にある認知症老人グループホームで生活する認知症高齢者に対し、日常生活において家庭的かつ安全環境を提供し、残された能力を引き出し、利用者が感動でき、幸せを感じる生活を支

援し、認知症高齢者の福祉の増進を図ることを目的とします。

（２）基本方針

本事業は、要介護者であって認知症の状態にある方について、共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他、日常生活上の世話及び、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるようにします。また、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。

入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
従業者等は、虐待等を発見した場合、直ちに担当者へ報告し、担当者を通じて市町村への通報につなげる。
担当者が報告を受けた場合、事実確認の有無にかかわらず遅滞なく市町村へ通報する。ただし、緊急性が高い場合又は担当者が虐待等の当事者である場合は、発見者が市町村へ直接通報し、併せてホーム長へ報告する。

７　実習生の受け入れについて

当施設では介護福祉士、社会福祉士、訪問介護員等を養成する専門学校等の養成機関からの依頼を受け、現場実習の受け入れを行います。実習生が期間中に一人の利用者の方を受け持ち、実際の援助をさせていただくこともあります。実習生が利用者の方々に対して適切な援助を行えるよう養成機関や当施設介護職員により指導を行っていきます。尚、実習生も職員と同様に個人情報の取り扱いを適正に行うものとします。

８　ホーム利用にあたっての留意事項

（面会）

面会時間は自由ですが、原則として、９：００～１７：３０となっております。面会の際は玄関にある面会簿にご記入下さい。また、防犯上の問題や入所されている方の生活がありますので、上記以外の早朝、夜間の時間帯はあらかじめご連絡頂きます様お願いいたします。

（外出・外泊）

自由ですが、食事の手配等の事情がありますのでお早めに日時、期

間等をご連絡下さい。

（喫煙）

喫煙所以外の喫煙はご遠慮下さい。

（金銭・貴重品の管理）

ご希望があれば、預り金管理規定に基づきご本人分の金銭等を管理します。その際には、金銭管理契約書を取り交わします。また、高額な貴重品を個人で所持される場合はあらかじめ申し出て下さい。

（その他）

ここに取り決めのない事項については、随時協議することとします。

９　協力医療機関

（名称）新八千代病院
（住所）八千代市米本２１６７
（電話）０４７－４８８－３２５１

（名称）かなや歯科医院
（住所）船橋市松ヶ丘４－５－１７
（電話）０４７－４６６－２２５２

１０　重度化した場合における対応

（１）急性期における医師や協力医療機関との連携について

急性期ケアについては、医師及び協力医療機関と看護師が中心となりご利用者の症状を的確に把握、必要に応じて協力医療機関などと連携を図り、入院等の必要な措置を行います。又、緊急時においては、医師及び協力医療機関、場合によっては救急要請を行い迅速な対応を図ります。

協力医療機関　医療法人 心和会 新八千代病院
主　治　医　　前田　泰久（新八千代病院）
看　護　師　　医療連携看護師（特別養護老人ホーム美香苑）

（２）入院期間中における居住費や食費の取り扱いについて

外泊の取り扱いが基本的な考え方となります。
又、入院治療等のため長短期の入院が必要になった場合は、居室使用料は発生しておりますので予めご注意下さい。

（３）看取りに関する考え方

令和８年４月　改訂

「看取り介護」とは医師より「医学的に回復の見込みがない（老衰）と診断された方に対する生命の終焉における包括的介護のことです。本人または家族が「治療・延命」を重視するのであれば病院で迎えるほうが望ましいと思われます。又ホームで看取り介護を希望された場合でも「病気」と判断できる場合は、病院での治療を回復させることが望ましいと思われます。

看取り介護を実施する場合、当ホームにおいては医師及び協力機関、ご家族、ホーム管理者等の話し合いの上「看取りに関する指針【別紙参照】」に基づき、ご利用者の尊厳とご家族の意向を尊重した対応をともに考え対応していきたいと思います。

１１　緊急時の対応

利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずると共に、下記のご家族へ速やかに連絡致します。

緊急連絡先

1

氏名		関係	
住所			
電話番号			

2

氏名		関係	
住所			
電話番号			

１２　非常災害対策

（非常災害の対応）防火、避難に関する消防計画書の作成。

（防火設備）・自動火災報知機・屋内消火栓・誘導灯・消火器
・防災倉庫（テント・発電機等）・スプリンクラー

（防火訓練）総合避難訓練、夜間避難訓練を定期的に実施。

（防火責任者）清水　雄輔

令和８年４月　改訂

１３　サービスについての苦情等

利用者やご家族が事業所その他の窓口に苦情等を伝えることにより、不利益になることはございません。

（１）当ホームの担当窓口

電話　　０４７－４８１－１１８８
ＦＡＸ　０４７－４８４－０２６６
担当　　管理者　清水　雄輔

（２）その他の相談窓口

苦情解決の第三者委員
（利用者と事業所の中立的な立場で解決にあたります）
宮﨑　弘　　０４７－４８２－８４９８
小川　英明　　０４７－４３１－１４２１

（事業所との話し合いで解決できない場合にご利用下さい）
〇お住まいの市区町村介護保険担当窓口
〇千葉県国民健康保険団体連合会　０４３－２５４－７４２８

１４　法人の概要

（名称）社会福祉法人　八千代美香会
（代表者氏名）理事長　綱島　照雄
（法人所在地）千葉県八千代市村上６４１
（法人電話）０４７－４８２－８６７０

１５　他に経営する介護保険関連事業

指定介護老人福祉施設	美香苑
短期入所生活介護	美香苑ショートステイサービス
通所介護	美香苑デイサービスセンター
居宅介護支援事業所	在宅介護支援センター美香苑
認知症対応型通所介護	デイサービスセンター美乃里

令和８年４月　改訂

認知症対応型共同生活介護の利用にあたり、利用者に対して本書面で重要事項について説明を行いました。

事業者　（所在地）　千葉県八千代市村上５７３－５
（名称）　社会福祉法人　八千代美香会
グループホーム　美乃里（みのり）
（代表者名）理事長　　綱島　照雄　　印

令和　　年　　月　　日

（説明者）　　印

私は、本書面により、事業者から（介護予防）認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受けました。　また、利用者にかかる課題分析等の個人情報について、必要と認めた範囲内でサービス担当者会議等において用いることに同意します。

利用者　（住所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法定代理人　（住所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

身元引受人　（住所）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿